

名古屋産業大学研究活動上の行動規範

名古屋産業大学は、教育機関に課せられた公共性とその社会的使命を深く認識しつつ、教育基本法及び学校教育法に則り、誠実にして創造性に富み、専門的能力を身につけた社会にとり有為な人材を育成すること、及び高潔な価値観と高い倫理観に基づき、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指す独創的な研究を実現することを目標とする。このために本学は「名古屋産業大学教職員行動規範」及び研究活動上の行動規範を定める。

1. 研究者の責任

研究者は、自己の専門知識及び技術の質保証に関する責任を有し、また自己の専門知識、技術、経験、能力を活かして、人々の健康と福祉、社会の安全と安心、持続した地球環境の保全及び資源保護に対する責任を有する。

2. 研究者の行動

研究者は、何事に対しても誠実に行動し、とくに自己の専門知識、技術、経験、能力の習得や実践においては、高い倫理観に立って適切に行動する。また、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚するとともに、自らの研究姿勢を常に点検しながら、正しい信念に基づいて最善の努力を行う。

3. 研究活動

研究者は、自己の研究活動の立案・計画・申請・実施・公表の過程においては、本行動規範の趣旨に従って、誠実に行動する。研究活動の成果としての論文の公表、学会報告、研究・調査データの記録保存に関しては、厳正・厳格な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用及びその他法令に抵触するような不正行為を行わず、また加担しない。

4. 研究環境の整備と構築

研究者は、不正な研究活動の防止はもとより、責任ある研究活動の実施を可能にする公正な研究環境の整備と構築に努める。この研究環境の整備と構築は、研究者全員の重要な責務であり、何人もその意義を自覚しなければならない。研究環境の整備と構築においては、とくに研究者相互の人格・人権の尊重、あらゆる差別の禁止、各種ハラスメントの排除と根絶にとくに配慮する。人格及び人権への侵害行為に対しては、厳正に対処し、健全で活気のある研究環境の整備と構築に努める。

5. 教育啓発の徹底

研究者は、研究環境の質的向上の保持とともに、研究活動の不正行為を抑止する教育啓発に関して、積極的かつ継続的に取り組まなければならない。教育啓発の具体的な内容として、適正で合法な研究の目的と実施、及び各種研究費の適正な使用を含む。

6. 人材の育成と研究対象等への配慮

研究者は、誠実に研究を行い、高い教養と倫理観に基づき、社会から求められる人材の育成に取り組まなければならない。そのための学習環境の整備、教育課程の改善や授業改善を常に行うとともに、研究の質向上に努力する。研究者は、研究への協力者の人格・人権の尊重、福利等に配慮しなければならない。

7. 社会との対話

研究者は、社会との関係性保持や各種コミュニティとの良好な相互理解を行うために、市民との対話や交流に積極的に参加する。研究者は、社会の様々な課題解決や福祉の向上を実現するために、政策立案・決定者に有効な科学的助言の提供に努める。研究者は、大学が果たすべき社会的使命を自覚し、研究活動を通して地域、日本及び世界の発展と安定に積極的に貢献する。

8. 科学的助言

研究者が行う科学的助言とは、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言をいう。その助言においては、世論や政策形成に影響を与えることも考慮して、影響の重大さと責任の自覚を必要とする。助言においては、権限や権威を濫用してはならない。

9. 社会貢献

研究者は、常に地域社会への貢献と連携を重視し、大学の公開と開放性に配慮しなければならない。大学にとり社会貢献は教育機関の重要な役割の一つであり、その教育研究の成果は、積極的に社会に還元されるものとする。

10. 法令等の遵守

研究者は、研究費の使用等においては、社会規範を遵守し、公序良俗に反する行為を慎み、関係法令及び学内諸規程を遵守する。何人も健全かつ適正な研究活動に徹し、社会からの信頼確保に努める。

11. 情報公開と知的財産権の尊重

研究者は、正確な情報を積極的に公開するとともに、個人情報の保護、業務上知り得た秘密の保持及び知的財産権の尊重に細心の注意を払わなければならない。

12. 差別の禁止

研究者は、研究・教育・学会活動等において、人種・信条・性別・社会的地位・思想・宗教等を理由として、個人への差別を行わない。何人に対しても、個人の自由と平等及びその人格を尊重する。

13. 利益相反

研究者は、自己の研究、調査、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織、または異なる組織間の利益の衝突に対しては、十分に注意を払うとともに、公共性と可視化にとくに配慮して、公正及び適正な対応を行わなければならない。

14. 資産等の適正管理

研究者は、資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な研究目的にのみ使用する。取引先の選定及び取扱業者の決定においては、公正、公平及び合理的事由にのみ拘束され、自己の立場もしくは自己への利益を誘導する取引行為を行わない。

15. 行動規範への違反

本行動規範に反する行為により、名古屋産業大学の信用を傷つけ、その利益を妨害し、又は研究者全体の不名誉となる事態若しくは名古屋産業大学の研究に支障を来す事態を招いた場合には、学校法人菊武学園 就業規則第7章「懲戒」及び名古屋産業大学 「研究活動における不正行為への防止及び対応に関する規程」、名古屋産業大学・名古屋経営短期大学「セクシュアルハラスメントに関する規程」、及びその他関係諸規程に則って対処する。

16. 改廃

この行動規範の改廃は、学長の承認を得て行う。

附 則

この行動規範は、平成27年10月1日から施行する。